

第1部 序論

第1章 計画見直しの趣旨

1)見直しの目的

平成19年3月に平成17年度を基準年度に平成19年度から平成33年度までの15年間を計画年度とする「長岡京市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。基本計画は、概ね5年に1度見直しを行うとされています。

策定後、この5年間で収集計画人口の変化、廃棄物処理量の変化、減量目標、再資源化目標等の達成状況、また、処理基本計画策定後に行われた国の廃棄物処理に関する法制度の改正、計画、指針等を踏まえた計画の見直しが必要となってきました。

今回の見直しは、(1)長岡京市一般廃棄物処理計画に関すること(2)一般廃棄物に係る諸施策の確認・見直しに係ること(3)廃棄物の減量及び再生利用の推進に関することを検証しまた助言することを目的に平成22年6月に委員10名からなる「長岡京市一般廃棄物処理計画懇話会」を設置し、この懇話会の中で当初処理基本計画の進捗状況を確認、検証しながら、本処理基本計画に係る施策・目標値等の見直しを行いました。

見直しの重点項目は、「環境の都 長岡京」の実現のため、地球温暖化問題の進展や市民のごみ減量に対する意識の変化を踏まえ、主に「事業系一般廃棄物の減量化・再資源化の拡充」「環境教育の更なる推進」等市民、事業者、行政等の連携・協働をさらに充実させ、循環型廃棄物処理マネジメントシステムの構築を目指していくものとします。

また、生活排水についても、下水道の普及による処理の推進が図られており、計画人口の変更、下水道普及率の向上により、見直すものとします。

2)計画の性格

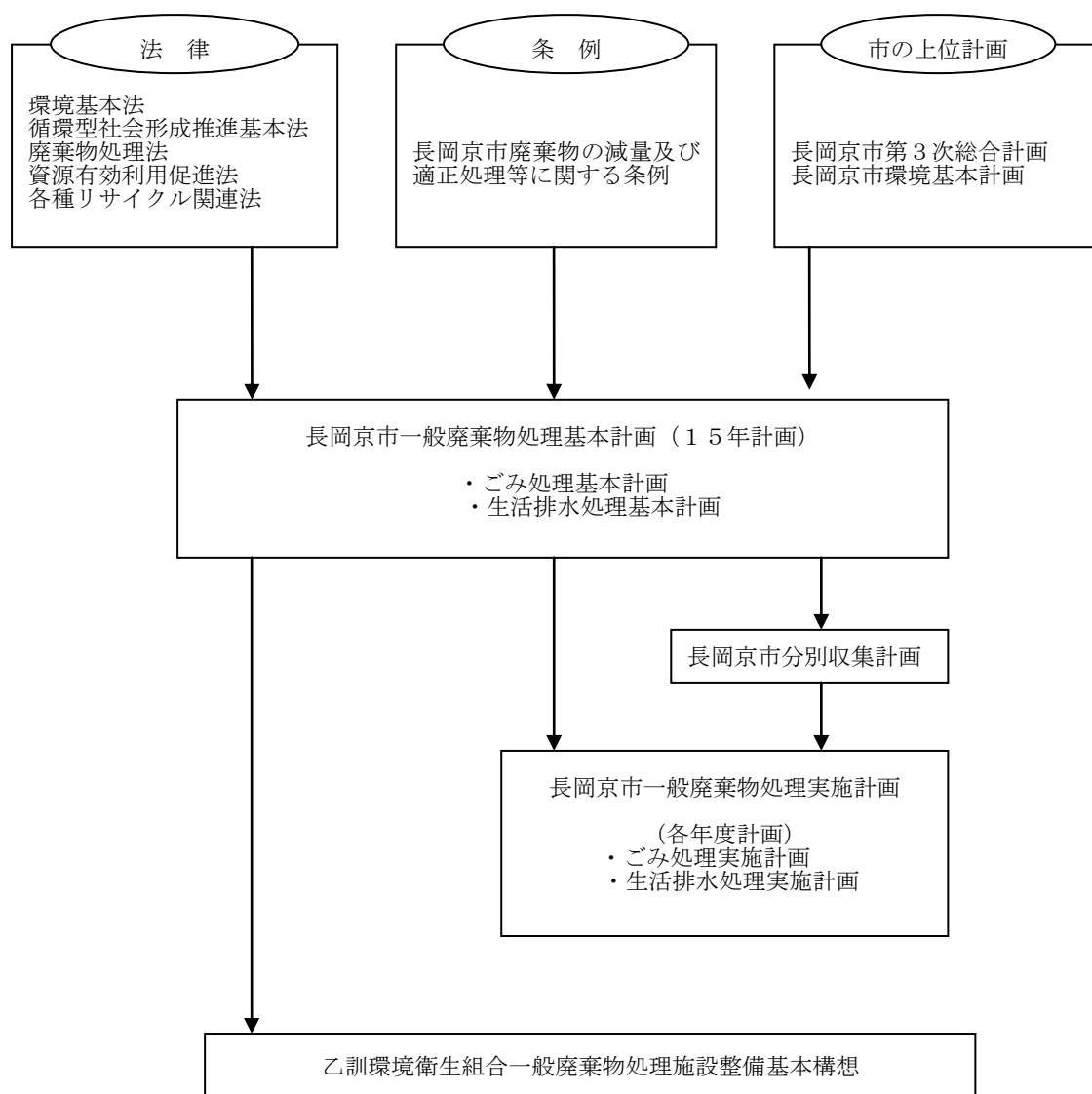
長岡京市一般廃棄物処理基本計画(以下「本計画」とします。)は、「長岡京市第3次総合計画」及び「長岡京市環境基本計画」を基に、廃棄物行政における目標と計画を定め、その具体化の方針を示すものです。

なお、本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号、以下「廃棄物処理法」とします。)に基づき策定される一般廃棄物処理計画の内、長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となるものであり、本計画に基づき各年度毎に、一般廃棄物の排出抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画(一般廃棄物処理実施計画)を策定します。

本計画の策定においては「廃棄物処理法」の他、「環境基本法(平成5年法律第91号)」、「循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)」、「資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号、以下「資源有効利用促進法」とします。)等各種法律及び「長岡京市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成9年条例第5号)」を遵守するものとします。

また、ごみの中間処理及び最終処分については、乙訓環境衛生組合で行っており、組合においては、構成市町の計画に基づく「一般廃棄物施設整備計画」を策定しています。

— 計画の性格 —



3)計画の期間

平成19年度を初年度とし、平成33年度を目標年度とする15年を計画期間とします。
今回の見直しに係る計画期間は、平成17年度を基準年度として平成24年度から平成33年度の10年間とします。

なお、概ね5年後、又は計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合に見直しを行います。

4)計画の範囲

行政区全域とし、区域内から排出される一般廃棄物を対象とします。